

津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市ふれあい会館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第110号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館（以下「会館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 条例第10条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、母子寡婦福祉会館指定管理者指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第 4 号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書（法人に限る。）
- (3) 国税及び地方税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(休館日)

第 3 条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

(使用時間)

第 4 条 会館を使用することができる時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者が会館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第15条第 1 項の規定により会館の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 1 月前の日から当日までの間に、母子寡婦福祉会館使用（使用変更）許可申請書（第 2 号様式。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、面談室に係る使用許可の申請については、母子寡婦福祉会館面談室使用簿（第 3 号様式）への記載をもってこれに代えるものとする。

(使用許可)

第6条 指定管理者は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、母子寡婦福祉会館使用（使用変更）許可書（第4号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。ただし、面談室に係る使用許可については、この限りでない。

（使用許可の変更）

第7条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、面談室に係る使用許可の内容の変更については、この限りでない。

（使用許可の取消し）

第8条 使用者は、会館の使用許可の取消しを受けようとするときは、母子寡婦福祉会館使用許可取消届（第5号様式）に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、面談室に係る使用許可の取消しについては、この限りでない。

（引続使用の制限）

第9条 会館の施設及び設備器具は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（入場の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- （1） 感染性の疾病のある者
- （2） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- （3） その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第11条 使用者その他会館を利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （2） 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- （3） 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- （4） 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- （5） 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- （6） 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （7） その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第12条 指定管理者又は使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第13条 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初に指定された指定管理者が会館の管理を開始するまでの間は、第3条中「指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が会館の管理上特に必要があると認めるときは」と、第4条から第10条まで及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条中「指定管理者又は使用者等」とあるのは「使用者等」と、第2号様式及び第5号様式中「(あて先)津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館指定管理者」とあるのは「(あて先)津市長」と、第4号様式中「津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館指定管理者^印」とあるのは「津市長 (氏 名) ^印」とする。
- 3 この規則の施行前に合併前の津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館に関する規則(平成2年津市規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第1号様式（第2条関係）
第1号様式（第2条関係）

母子寡婦福祉会館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電 話



津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館に係る指定管理者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- （1） 津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館の管理に係る事業計画書
- （2） 津市ふれあい会館内母子寡婦福祉会館の管理に係る収支計画書
- （3） 申請者の経営状況を説明する書類
- （4） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （5） 登記事項証明書（法人に限る。）
- （6） 国税及び地方税の納税証明書
- （7） その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第7条関係）
第2号様式（第5条、第7条関係）

母子寡婦福祉会館使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市ふれあい会館内母子
寡婦福祉会館指定管理者

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり母子寡婦福祉会館を 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 前 時 分から 年 月 日（ 曜）午 後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を ○で囲んでくだ さい。〕	大会議室 和室 調理実習室 運動広場		
使 用 す る 設 備 器 具 〔使用する場 合は、○で囲んで ください。〕	拡声装置		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無		
※ 許 可 条 件 等			

※印の欄は、記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）
第3号様式（第5条関係）

母子寡婦福祉会館面談室使用簿

番号	使用年月日	使用者氏名	年齢	性別	住 所	連 絡 先 (電話番号等)	使用時間	使用目的	備考
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		
	・ ・						～		

第4号様式（第6条―第8条関係）
第4号様式（第6条―第8条関係）

（表）

母子寡婦福祉会館使用（使用変更）許可書

年 月 日

（氏 名） 様

津市ふれあい会館内母子
寡婦福祉会館指定管理者



年 月 日付けで申請のあった母子寡婦福祉会館の使用について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日（ 曜）午 前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 前後 時 分まで		
行事名			
使用目的			
入場予定人員		対象者	
使用責任者の住所及び氏名			
使用する施設	大会議室 和室 調理実習室 運動広場		
使用する設備器具	拡声装置		
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持込器具等			
入場料等の徴収	有（ 円） 無		
許可条件等			

※ 使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第5号様式（第8条関係）
第5号様式（第8条関係）

母子寡婦福祉会館使用許可取消届

年 月 日

（あて先） 津市ふれあい会館内母子
寡婦福祉会館指定管理者

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり母子寡婦福祉会館の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け
出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午^前後 時 分から 年 月 日（ 曜）午^前後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 （取消しを受けよう とする施設を○ で囲んでくださ い。）	大会議室 和室 調理実習室 運動広場
取消しに係る設備器具 （取消しを受けよう とする場合は、 ○で囲んでくだ さい。）	拡声装置
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	